

松本市老朽危険空家等除却費補助 申請の流れ

(解体費用の1/2 上限50万円)

Step.1 事前調査

事前調査申請

【必要書類】

- ① (様式第1号) 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付事前調査申込書
- ② 位置図
- ③ 現況写真 (外観及び建物内部)

現地調査/判定

(様式第2号)

結果報告書

老朽危険空家等に
該当する

老朽危険空家等に
該当しない

※補助対象外

Step.2 交付申請

補助金交付申請

【必要書類】

- ① (様式第3号) 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付申請書
- ② 補助対象工事に係る見積書の写し
- ③ 位置図及び現況写真
- ④ 対象空家等の所有権が確認できる書類(例: 登記事項証明書)
- ⑤ 市税に滞納がないことを証する書類(市が滞納調査することに同意する場合は不要。発行されない場合は、本人であることを確認するための書類)
- ⑥ (対象空家等が共有の場合) 共有者全員の(様式第4号) 建物共有者同意書
- ⑦ (建物と土地の所有者が異なる場合) 当該土地の(様式第5号) 土地所有者同意書
- ⑧ (様式第2号) 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付申請事前調査結果報告書の写し

(様式第4号)

補助金交付決定通知

Step.3 工事契約、工事着手～完工、実績報告

※補助金交付決定通知がお手元に届いてから、除却工事の契約をしてください。

解体工事の着工～完工

※交付決定日から60日以内に着工すること

工事の実績報告

【必要書類】

- ① (様式第11号) 松本市老朽危険空家等除却費補助金実績報告書
- ② 補助対象工事に係る請求書又は領収書の写し
- ③ 補助対象工事の着工前及び完了後の写真

(様式第12号)

補助金確定通知

※工事完工日から起算して30日以内又は交付決定日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出すること

Step.4 交付請求

補助金の交付請求

【必要書類】

(様式第13号) 松本市老朽危険空家等除却費補助金交付請求書

指定口座へ振込